社会福祉法人諏訪学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人諏訪学園定款第八条および第二十一条の規定に基づき、 役員 (理事および監事) および評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるも のである。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 常勤役員とは、役員のうち、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(常勤役員等の報酬)

第3条 常勤役員については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に 基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の勤務報酬等)

- 第4条 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与および退職手当は 支給しない。
 - 2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬について は、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - 2 報酬等別表2に定める額
 - 3 理事長の命を受けて、法人及び施設の業務を担当する役員であり、かつ週平均1日 以上業務にあたる役員は別表3による月額報酬を加算して支払うことができる。交 通費については、実費を支払うことができる。
 - 4 役員等が評議員会・理事会に出席したときは、別表2により出席報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、この出席報酬はこれを支払わないものとする。

(出張旅費)

- 第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給すること ができる。
 - 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
 - 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(計算期間並びに支給日)

第7条 理事長並びに非常勤役員の月額報酬の計算期間は前月の1日から当月の末日までを報

酬の期間とする。支給日は職員の給与規定に準ずる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の

基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この附則は平成 29 年 10 月 21 日より施行する

別表1

(1) 理事長

役 職	役員報酬額
理事長	支給なし

別表 2

(1) 評議員

名称	評議員報酬額
評議員会出席報酬	日額2,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額2,000円

(2) 理事

名称	理 事 報 酬 額
理事会等出席報酬	日額 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

名称	監事報酬額
理事会等会議への出席報酬	日額 10,000円
監事監査業務報酬	日額 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

別表3

別表4

旅費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実費	5,000円	3,000円	実費